

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて  
(平成26年3月5日保医発0305第15号)

第2 届出に関する手続き

- 1 訪問看護ステーションの基準に規定する精神科訪問看護基本療養費、精神科複数回訪問加算、[精神科重症患者早期集中支援管理連携加算](#)、24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師又は機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出は、当該訪問看護ステーション単位で行うものであること。



備考：精神科訪問看護療養費に係る届出における職種は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること

：経験内容は具体的かつ簡潔に記載すること

：精神科訪問看護基本療養費に係る届出時に厚生局から通知された受理番号が付された副本のコピーを添付すること

：24 時間対応体制加算に係る届出時に厚生局から通知された受理番号が付された副本のコピーを添付すること

：届出書は正副を 2 通提出すること



2. 24 時間対応体制の整備

○届出状況 本届出時 ・ 既届出：受理番号（ ）

○連絡相談および緊急時訪問看護を担当する職員（ ）人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
助産師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人

○連絡方法

○連絡先電話番号

1		4	
2		5	
3		6	

※連絡相談を担当する職員には緊急時訪問看護を担当する職員についても記載すること。

3. ターミナルケア療養費及びターミナルケア加算の算定状況

直近 1 年間の訪問看護ターミナルケア療養費及びターミナルケア加算の算定数（ ）件／年

算定年月日（※ターミナルケア療養費の場合は A、ターミナルケア加算の場合は B を（ ）に記載）

1	年	月	日	（ ）	11	年	月	日	（ ）
2	年	月	日	（ ）	12	年	月	日	（ ）
3	年	月	日	（ ）	13	年	月	日	（ ）
4	年	月	日	（ ）	14	年	月	日	（ ）
5	年	月	日	（ ）	15	年	月	日	（ ）
6	年	月	日	（ ）	16	年	月	日	（ ）
7	年	月	日	（ ）	17	年	月	日	（ ）
8	年	月	日	（ ）	18	年	月	日	（ ）
9	年	月	日	（ ）	19	年	月	日	（ ）
10	年	月	日	（ ）	20	年	月	日	（ ）

4. 特掲診療料等の施設基準等の別表 7 の利用者状況

1 月間の別表 7 の利用者数（ ）人／月 ※②の再掲

①	直近 1 年間における、各月の別表 7 の該当利用者数の合計	人
②	①／12	人

直近 1 ヶ月間における別表 7 の疾患名または状態

	疾患名または状態
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

5. 居宅介護支援事業所における介護サービス計画、介護予防介護サービス計画の作成状況

①	直近 1 年間における当該訪問看護ステーションを利用した患者のうち の、要介護・要支援者介護保険適用者数	人
②	上記①のうち、同一敷地内に設置された居宅介護支援事業所により介 護サービス計画または介護予防介護サービス計画が作成された利用者 数	人
③	当該居宅介護支援事業者による介護サービス計画・介護予防介護サ ービス計画の作成割合 ②/①	%

6. 人材育成のための研修や実習の受入実績（直近 1 年）

受入期間	対象及び人数	研修及び実習名
例.●年●月●日～●年●月●日	●●大学●年生●名	在宅看護実習
例.▲年▲月▲日～▲年▲月▲日	●×病院看護職員●名	退院支援研修

7. 褥瘡対策に係る

褥瘡対策の実施状況（届出前の 1 ヶ月の実績・状況）	
ア 褥瘡に関する危険因子の評価を実施した利用者数	人
イ 褥瘡に関する看護計画を作成した利用者数	人

備考：届出書は正副 2 通を提出のこと

記入上の注意

1. 常勤とは、当該訪問看護ステーションにおける勤務時間が、当該訪問看護ステーションにおいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を基本とする）に達していることをいう。
2. 24 時間対応体制加算届出時に厚生局から通知された受理番号が付された副本のコピーを添付すること。
3. 常勤看護職員の氏名・職種・免許証番号、ターミナルケア療養費及びターミナルケア加算の算定状況、特掲診療料等の施設基準等の別表 7 の利用状況については、記入欄を適宜追加し、全て記入すること。

別添

訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書（平成 年 7月 1日 現在）

受付番号	
------	--

ステーションコード		市町村
指定訪問看護ステーションの所在地及び名称		
フリガナ		
名称		
管理者		
管理者の職種		
従たる事業所の所在地（複数ある場合は全てを記載）（カ所）		
同一敷地内の他の事業所又は施設等の有無（有・無） 有る場合は該当する全てについて○で囲むこと		
1. 病院      2. 診療所      3. 介護老人保健施設      4. 介護老人福祉施設 5. 居宅介護支援事業所      6. 地域包括支援センター      7. 訪問介護事業所 8. 通所介護事業所      9. 小規模多機能居宅介護事業所      10. 複合型サービス事業所 11. その他（ ）		

従業員の職種・員数

	保健師		助産師		看護師		准看護師		理学・作業療法士・言語聴覚士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）										
非常勤（人）										
※常勤換算後の人数（人）										

主たる事業所（ ）人      従たる事業所（ ）人

主な掲示事項

営業日（ ）
営業日以外の計画的な訪問看護への対応の有無（有・無）

訪問看護ステーションの利用者数（報告月の前月1ヶ月間における利用者数）

利用者数（ ）人
うち、医療保険の利用者数（ ）人・介護保険の利用者数（ ）人

1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出（注.当該療養費は届出がないと算定出来ません）

○届出状況      有      ・      無		
受理番号（ ）		
当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等		
氏名	職種	当該指定訪問看護を行うために必要な経験内容

2. 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算に係る届出（注.当該加算は届出がないと算定出来ません）

○届出状況 有 ・ 無  
 受理番号（ ）  
 ○連絡相談および緊急時訪問看護を担当する職員（ ）人

3. 特別管理加算に係る届出（注.当該加算は届出がないと算定出来ません）

○届出状況 有 ・ 無  
 受理番号（ ）

4. 精神科複数回訪問加算・精神科重症者早期集中支援管理連携加算に係る届出  
 （注.当該加算は届出がないと算定出来ません）

○届出状況 有 ・ 無  
 受理番号（精神科複数回訪問加算： ）  
 （精神科重症者早期集中支援管理連携加算： ）

5. 機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出（注.当該管理療養費は届出がないと算定出来ません）

○届出状況 有 ・ 無  
 受理番号（機能強化型訪問看護管理療養費 1： ）  
 （機能強化型訪問看護管理療養費 2： ）

○直近1年間のターミナルケアに係る算定状況

ターミナルケア療養費の算定数	
ターミナルケア加算の算定数	
合計（年）	

○1月間の別表7の利用者数（ ）人/月 ※②の再掲

①	直近1年間における、各月の別表7の該当利用者数の合計	人
②	① / 12	人

○居宅介護支援事業所における介護サービス計画、**介護予防**介護****サービス計画の作成状況

①	直近1年間における当該訪問看護ステーションを利用した患者のうちの、 <b>要介護・要支援<b>介護</b>保険適用者数</b>	人
②	上記①のうち、同一敷地内に設置された居宅介護支援事業所により介護サービス計画または <b>介護予防<b>介護</b></b> サービス計画が作成された利用者数	人
③	当該居宅介護支援事業者による介護サービス計画・ <b>介護予防<b>介護</b></b> サービス計画の作成割合 ②/①	%

○人材育成のための研修や実習の受入状況（直近1年）

研修・実習等の受入：（ 有 ・ 無 ）

開催回数（研修、実習等の合計）：（ 回/年）



6. 褥瘡対策の実施状況

(1) 褥瘡対策の実施状況 (報告月の前月の初日における実績・状況)		
① 訪問看護ステーション全利用者数 (報告月の前月の初日の時点での利用者数)		人
② ①のうち、d1以上の褥瘡を保有している利用者数		人
③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数		人
④ ②のうち、訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した利用者数		人
⑤ 褥瘡の重症度	訪問看護利用開始時の褥瘡 (③の利用者の在宅療養開始時の状況)	訪問看護利用中に発生した褥瘡 (④の利用者の発見時の状況)
d 1	人	人
d 2	人	人
D 3	人	人
D 4	人	人
D 5	人	人
D U	人	人

備考

1. 受付番号欄には記載しないこと。
  2. 従業者については、出張所に勤務する職員も含めて記載すること。
  3. 営業日以外の計画的な訪問看護とは、緊急時及び営業日以外に計画的な訪問を行っていることをいう。
  4. 訪問看護ステーションの利用者数については、医療保険と介護保険の合計数を記載し、そのうちの医療保険、介護保険それぞれの利用者数を記載すること。
  5. 精神科訪問看護療養費に係る届出における職種は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること。また、経験内容は具体的かつ簡潔に記載すること。
  6. 褥瘡対策の実施状況については、下記を参照の上、記載すること。  
医療保険の他、介護保険の利用者についても含めることとする。
- ① ①の訪問看護ステーション全利用者数：  
報告月の前月の初日の訪問看護ステーションの全利用者数を記載（当該日の利用開始者は含めないが、当該日の利用終了者は含める。）。
  - ① ②の褥瘡を保有している利用者数（褥瘡保有者数）：  
① 利用者のうち、訪問看護利用開始時に、DESIGN-R 分類 d 1 以上を有する利用者数を記載（1名の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1名として数える。）。
  - ③ 利用開始時に褥瘡を有していた利用者数（開始時褥瘡保有者）：  
②の利用者のうち、訪問看護開始時に、DESIGN-R 分類 d 1 以上を有する利用者数を記載（1名の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1名として数える。）。
  - ④ 新たに褥瘡が発生した利用者数：  
②の褥瘡保有者数から③の開始時褥瘡保有者数を減じた数を記載。
  - ⑤ 褥瘡の重症度（DESIGN-R 分類）：  
③の開始時褥瘡保有者については、訪問看護利用開始時の褥瘡の重症度を記載。④の訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した患者については、発生時の褥瘡の重症度を記載。